

紀美野町第2回定例会会議録

平成29年6月23日（金曜日）

---

○議事日程（第3号）

平成29年6月23日（金）午前9時30分開議

- 第 1 議案第42号 紀美野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 2 議案第43号 紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第44号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第45号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第46号 平成29年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第47号 平成29年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第48号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第49号 平成29年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第50号 平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第51号 平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第52号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第54号 訴えの提起について
- 第14 議案第55号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第15 特別委員会の設置について

- 第 1 6 特別委員会の設置について  
第 1 7 議員派遣の件について  
第 1 8 閉会中の継続審査の申し出について（産業建設常任委員会）  
第 1 9 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）  
第 2 0 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）  
第 2 1 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○追加議事日程（第 3 号の追加 1）

- 第 1 閉会中の継続調査の申し出について（議会活性化特別委員会）  
第 2 閉会中の継続調査の申し出について（広報編集特別委員会）
- 

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 1 まで

追加日程第 1 から第 2 まで

---

○議員定数 1 2 名

---

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富 枝 子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	小 椋 孝 一 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

---

○欠席議員

7番 北道勝彦君

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本宏君
総務課長	細峪康則君
企画管財課長	坂詳吾君
住民課長	仲岡みち子君
税務課長	中谷昌弘君
保健福祉課長	湯上ひとみ君
産業課長	米田和弘君
建設課長	井村本彦君
教育次長	湯上章夫君
会計管理者	北山仁君
水道課長	山本訓永君
まちづくり課長	西岡靖倫君
美里支所長	山口典子君
代表監査委員	向江信夫君

---

○欠席したもの

なし

---

○出席事務局職員

事務局長	田中克治君
次長	井戸向朋紀君

## 開 議

○議長（美野勝男君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、執行部より議案第53号、議案第54号及び議案第55号の提出がありました。本日、本会議開会前の議会運営委員会で協議いただき、日程につけ加えていますので、報告し御了承願います。

（午前 9時30分）

---

○議長（美野勝男君） それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第42号 紀美野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第42号、紀美野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） おはようございます。それでは、紀美野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について質疑をいたします。

まず、条例の第3条第4項、それから第4条第4項、第6条第3項で、同じような意味の条文になっています。読みますと、第1項の場合において、町の機関は、当該申請等、これが当該処分通知等、当該作成等となっておりますが、に関する他の条例等の規定による署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって、規則に定めるものをもって当該署名等にかえさせることができるということになっています。

地方公共団体の組織内ネットワーク、庁舎内LANというのですが、相互に接続して、地方公共団体間で情報共有して利用するための行政専用ネットワーク、総合行政ネットワーク、通称LGWANと呼ばれているのですが、そのLGWANというのは、自治体の間のみで使用できる環境にあるために、自治体は今でもLGWAN環境のLGWANに対応したパソコンと、インターネットに対応した情報系パソコンの両方を別々に使用

しているわけです。

マイナンバー制度に対応した個人向けポータルサイトでは、政府が中心となって運営するマイナポータルというのが、今、構築をされているのですが、情報提供と記録開示システムというのですが、それが今、構築作業が行われています。

これはどういうことかという、国民一人一人が自宅のパソコンなどからアクセスして行政手続のオンライン申請、それから納税などの電子決済といったサービスが、ここで導入されるという、マイナポータルで提供が開始される子育てワンストップサービスというのは、児童手当、それから保育、ひとり親支援、母子保健の4制度がマイナポータルで提供されるということになっています。

受け取った申請に、マイナンバーカードで電子署名されているデータを検証し、その真正性の保証や本人確認が必要となります。いわゆる一般のインターネット上から申請するマイナポータルというのは、いわゆる普通のポータルサイトですので、そこから申請するということになれば、本人確認が必要となります。直接接続することができないL-GWANとインターネット環境にある子育てワンストップサービスを見つけることは直接はできません。その間に各種申請に必要な署名の検証システムというのが必要です。両方は別々のあれで、絶対に接続することはできないようになっているので、そこからL-GWANにつながるとしたら、検証システムというか、署名の検証システムが必要になっています。

例えば公的個人認証サービスというインターネットを通じて申請や届け出といった行政手続を行う際に、他人によりなりすましやデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認のシステムが必要になります。だから、電子証明書と言われるデータをマイナンバーカードに記録することで、そういうものは利用できるのですが、いわゆるこの条例を実施するためには、公的個人認証サービスのようなものが必要ではないかと思われるんですけども、それはどうされるのか1点目の質疑です。答弁よろしく願います。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

まず、マイナポータルということで、住民が利用者となって国や地方公共団体の行政

機関での自分の情報の情報連携の記録とか、自分の情報そのものの確認、また行政機関等からのお知らせの確認ができるほか、社会保険料、それから税金等の公的決済サービスとのシステム上の連携の検討も進められている官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ拡張可能性の高いインターネット上のウェブサービスがマイナポータルというふうに理解をしております。

マイナポータルのサービス検索、それから電子申請の機能は、まず各地方公共団体の子育てに関するサービスを検索できる機能を提供するほか、電子申請や操作方法の問い合わせを可能とするものであります。それで電子申請においては、マイナンバーカードの署名が電子証明書を利用した電子署名を必要といたします。それで、ここでシステム管理の流れをちょっと簡単に申し上げますと、住民の方がパソコンやスマートフォンなどでマイナンバーカードをICカードリーダーライターというので読み込みます。そして、そこで利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力して、インターネットを利用して国が提示するプラットホームに接続して、電子申請を行うというような流れになります。

この電子申請を地方公共団体が今度は受け取らなければならないということから、接続方式と申しますか、交通整理をする部分が当然必要となってきます。先ほど田代議員もおっしゃられた、地方公共団体はLGWANというのを使っていますので、そこで交通整理をする、そういうものの接続方法を考えないといけないということになっております。紀美野町はLGWAN-ASPサービスというのを、そういう接続方法を選択します。私も技術的には長けたものではないので、詳しい内容はわかってないのですが、幾つか選択肢があって、その中でLGWAN-ASPサービスというものを選択してやっていきます。

それで、LGWANサービスというものを選択して、そして、役場の職員に各種行政サービスの提供する、交通整理をして、そしてLGWAN接続端末から端末に届くという流れとなります。これによって、サービス検索、それから電子申請機能への子育てサービスを登録するに当たっての町のLGWAN接続端末により、LGWAN-ASPを経由して、サービス検索、それから電子申請機能にサービス登録を行うという形になります。

それで、署名に係る電子署名というのも必要でございます、署名にかわる電子署名として定めていく予定でございます。これは規則に定めるということでございます。電子署名というのは、電子署名及び認証業務に関する法律というのがございまして、その

第2条第1項に電子署名という言葉の定義がございます。ちょっとその定義を申し上げますと、電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置でありまして、まず一つ目に、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること、それから2番目として、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認するものであること、この二つの要件いずれにも該当するものを電子署名ということになります。

電磁的記録に付する電子的なあかしであって、紙文書における判ことかサインに相当する役割を果たすものでありまして、主に本人確認とか改ざん検出符号と組み合わせて、偽造、改ざん、なりすましを防ぐというようなものに用いられると聞いております。

的を射ていないかもしれませんが、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) 私なりの理解で言えば、要するにLGWANとの間に、やっぱりシステムを入れて、LGWANセーフティーサービスと聞こえたんやけど、そういうサービスを取り入れて、そこで接続しないとだめなので、それは一つ、民間の事業者か何かでそういうサービスを提供しているところで、そのサービスを受けるのか、もう今入っているシステムでそれをつなぐことができるようにもなっているのやということなのか、その辺が1点と、もし民間サービスで利用すれば、幾らセキュリティー環境がしっかりしていますよということで、多分そういうことで入ると思うんですけど、そこでやっぱりセキュリティーの問題が起こらないかというのがだんだん広がっていくわけですから、情報を共有する範囲が。

それからもう一つ、大事なことだと思うんですけど、申請用紙を持って役場に来てもらえば、職員の方が丁寧に対応してくれたら、お互いの顔の見える関係になれるわけですね。どこの誰さんがこういう事情でこういうことで来たってということで、そこで職員の方が対応して、そして、こういうことで丁寧に説明したらお互いにわかり合って、そういう関係ができるんですけど、パソコンを通して家から申請すると。ほんなら認証とか、デジタル署名はそうだと、他人による書きかえもその過程で行われてないと、だから、その人が申請したとおりのものが来ているということはわかっても、その人がどこの人、知っている人でない限り、どこのどんな人か、町内に住んでいるということはわかっても、どんな人かっていうのは、役場の職員の方からは見えにくいという問題があ

りますよね。そういう職員と住民とのコミュニケーションというのですか、そういうことについて、どういうふうに考えておられるのか。

そのセキュリティーの問題、民間業者なのかということと、そうであればセキュリティーの問題が起こらないかということ、それから3点目は、住民と職員とのコミュニケーションについては損なわれるおそれがあるのと違うかという、そういうことについてはどう考えておられるのか考えを聞かせてください。以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 町民の方からのインターネットを通じての申請と、それから行政からのLGWANの間に、先ほど私申し上げましたLGWAN-ASPサービスという、そういうプラットフォームのようなものをつくる場合、これは現在、町の行政総合システムを委託業務しておりますTKCが行うことになっております。セキュリティーに関しても、万全を期すよう、当然そういう対応になっていくと思います。

それから、全く顔が見えないということで、非常にコミュニケーションとか町民との信頼関係といいますか、顔が見えない中で仕事がやりにくいといいますか、そういうことを心配されてくださっていると思うのですが、全ての方がこれを使うことではないのですが、町としてはこういうことも当然普及をしていかないといけないことでもあります。申請とかに関しては、確かに顔が見えなくて、聞き取りとかそういうことはなかなかしにくい部分があるかと思いますが、日ごろのいろんなサービスとか事業等で、そういう機会を捉まえて、啓発なりお話をするなり、そういうことに努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 最後に一つだけ聞かせてください。マイナポータルというポータルサイトはまだできてないのですよね。秋以降になるというふうに言われている、もともとは1月に立ち上がるはずはったんやけど、それが7月に延びて、それでそれが間に合わないから秋以降になりますということで、そこの中にいろんな機能を入れようというので、あれも入れたい、これも入れたいって、ごちゃごちゃやっているの、なかなか構築できないという。そのマイナポータルはまだ構築されていないのに、町の制度だけ、条例だけつくって、制度だけあれするという、いつできるって、秋って言われても秋できるかどうかというのは、はっきりしていないので、先に条例改正をするということの意味、これ国のほうからそういう指導とかのことがあったのかどうか、そのあ

たりだけお聞かせ願います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 現在、町の条例等に基づいて行う手続における申請等は、各手続の根拠条例等においては書面で行うということになってございます。しかし、他の自治体では既に書面に加えてオンラインで申請等ができるようオンライン化条例と申しますけど、そういうものが制定されてきております。国では情報提供ネットワークシステムと、それからマイナポータルの利用計画が推し進められている中、当初の昨年の12月でしたっけね、ガイドラインが出されて、その中で7月から試運転といいますか、試験運用が開始されるということで、それで当町においても、書面に加えてオンラインを行うことも可能とするための規定を含む条例を制定する運びとなったわけでございます。秋以降に子育てワンストップサービスの運用が開始されるに当たって、子育てに係る各種手続はマイナポータルを通して行いますので、この条例の制定を行うものがあります。

御理解を賜りたいと存じます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第42号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 反対討論を行います。安倍内閣はマイナンバーカードを普及させるために、利用できる範囲を拡大することに躍起になっています。今回もマイナポータルというインターネット環境のポータルサイトとLGWANを自宅のパソコンから申請できるようになり、LGWANを結びつければ、住民は窓口に出向くことなく、さまざまな手続を自宅のパソコンから申請できるようになり、自治体はサービスの登録から申請データの受理、住民への通知など、直接実施することが可能となり、業務の効率化につながるという鳴り物入りのキャンペーンです。しかし、個人情報共有する範囲が広がれば広がるほど、セキュリティーの危険も増してきます。

そして、何よりも懸念するのは、便利さと引きかえにとっても大切なものを失うような

気がします。このままどんどん便利に便利にと向かっていくと、そういうことになりはしないかということで懸念します。紀美野町のような過疎の町では、役場の職員と町民それぞれとの顔の見える関係こそ最も大切にしなければならない宝物ではないかと思えます。この町のキャッチフレーズは、最高のないがここにあるですが、それは不便な田舎町であればこそ言えることです。町民の一人一人が役場に足を運び、職員が丁寧に対応することでお互いの信頼は育まれます。仕事が終わってから来たら役場が閉まっているという人のために、職員の時差出勤とか、自宅に出向くサービスを取り入れている自治体もあります。便利だけを追い求めれば、田舎のよさを失うように思い、まちづくりの基本や理念が問われているのではないかと考えます。

いずれにしても、マイナンバーが開始された当初は、地方公共団体と中間サーバーだけで情報を共有していました。今はL GWANの構築で全ての自治体と共有しています。今回のL GWAN環境にあるパソコンからインターネット環境にあるマイナポータルで提供されるサービスを直接利用することができるというものであって、自治体情報セキュリティ対策への対応に配慮された環境でのシステム運用といっても、人が構築したものである以上、100%完全ということはありません。マイナンバーは徴税強化と社会保障費抑制の手段にしたい国、財界の都合で導入されたものであります。国民に弊害ばかりもたらすマイナンバーは中止し、廃止に向け見直すことが必要だというのが国に対する私たちの我が党の要求です。したがって、この条例制定案には反対いたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

- 議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長 (美野勝男君) これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第43号 紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第43号、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） ただいまの議案43号の紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例ということで、提案理由については、特例により指定管理の候補を選定する場合に対象を拡充するために、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正するものとするということで、「公共団体または公共的団体を指定管理者の候補として」を、「指定管理者の候補者を」に改めるということですが、これについて、条例の中にはそういうふうに1から5まであるのですが、これはこういうように改めることによって、どういう利点があるのか、また、改めることによって、そのままいくと、どういう弊害が生じてくるのか、ちょっと説明のときに深く説明されたと思うのですが、私もちょっと深く理解できてなかったもので、再度、説明をしていただきたいと、こういうように思います。よろしくお願いします。

（10番 小椋孝一君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 小椋議員の質疑にお答えをいたします。

指定管理者の募集というのは、当然、原則は広く募集するということでございます。それによって候補者を選定していくということでございますが、ここの特例と申しますのは、第5条の各号示されております。それには施設の性格とか規模、機能等を考慮し、公募することが適さないと認めるとき、これが1番目。それから公募したけども応募がなかったというとき、それから応募してきたけども、審査の結果、選定の基準に適合する団体がなかった。それから指定管理者の指定を受けた団体が町との協定を締結しない、

こういう、ちょっと早く指定管理で業務をしていただきたいのに、こういう特別な事情を生じたときは、また、これ公募すると時間もかかりますし、非常に効率が悪い、期間も時間も要しますし、そういうこともありますので、こういうちょっと異常な事態に陥ったときですね、こういう場合に限って、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達することができるかと認めた場合においては、公募せずに、指定管理者の候補者を選定できる旨を定めたと。

そして、今まではそういう場合は、公共団体とか公共的団体にしか選定することができなかつたのですが、それをその部分を取り払ってしまって、もう民間であるとか、ボランティア団体とか、そういういろんな団体に対象範囲を拡充しようとするものでございます。その選定された団体においても、結局、公募して申請が上がった団体と同様に、申請書にいろんな添付物を添えてもらって、そして、指定管理者の候補として適切かどうか、そういうことを審査も当然行いますし、結局、事務的なことは公募をしないかというだけであって、あとの審査等は一切従来と変わらないものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

- 議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。
- 10番（小椋孝一君） 今、総務課長のほうから説明をしていただいたわけですが、結局、公共団体または公共的団体を指定管理の候補者を指定管理者に改めるということは、公共的な団体が指定を受けるのではなくて、この条例を変更、特例として変更することによって、一般のしっかりした会社、もしくは個人も含めて、そういう幾つも指定管理として内容精査されると思うのですが、するという、していきたいという考えであるとか、それとも、今、6月議会でこういうように指定管理者の変更ということは出てきているんですけども、この記に、そういうどこかの物件を、そういうように今後扱うていきたいという考えがあるのか、そこら2点、お聞かせください。
- 議長（美野勝男君） 総務課長、細谷君。
- 総務課長（細谷康則君） 小椋議員の再質疑にお答えいたします。

公共団体または公共的団体というのを取り払うことによって、範囲が非常に広がる、民間を含めて、全ての団体といいますか、そういうものが対象になるということでございます。

それと、これによって今後といいますか、近い将来といいますか、何かこれを適用す

るような事案があるのかどうかという御質疑やったかと思いますが、それは現在全くございませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 総務課長のお話ですけど、これをしておくことによって、近々そういう事案が出てきたときには、こういう形で進めるよということだろうと思うのですが、速やかにというか、公共団体または公共的団体を指定管理者の候補を、結局特例によって指定管理者の候補に改めるよということなんやけども、事によって、大手、もしくは個人のいろいろなしっかりとしたところに、今後、公共物件もそういうような形で執行部のほうもやっていきたいよという認識を示されていくのか、再度、再々度の答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 小椋議員の再々質疑にお答えします。

やはり役場といたしましても、職員数が減っていく中、いろいろ委託できるところは委託していく、そういう事務事業の評価等行って、いろんな民間の方であるとか、そういう各種団体の方に助けていただくというのは、今後、流れになっていくと思いますので、近い将来といたしますか、今後できるだけ幅広い方々の御支援もいただかないかと思うということで、この公共的団体、または公共団体という垣根を取り払ったということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） 今の括弧している公共団体または公共的団体を指定管理者の候補としてという、この前に、この5条では、町長等は次の各号のいずれかに該当し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認めた場合においては、第2条の規定による公募によらずという部分が頭書きについています。だからですね、こういった中で、当然、個人にというような、指定管理者の候補者をというふうにごくを変えてしまうと、役場が個人の相手に指定管理者とすることができると。ただ、私ちょっと心配しているのがね、あくまでもこれは特例としてあるという。だから、原則は公募して、その特例を使うという、こういうことならわかるけど、この特例を取っ払っても、これがひとり歩きし出したら困るかなと、こういうふうにごくちょっと思うのです。

よ。そういうふうなことを心配するのと、それとこの施設の性格、規模及び機能等を考慮し、公募することが適さないと認められるときという部分が、この文章の後ろについています。だから、公募することが適さないと認めるときというのは、どういうふうなことを想定しているのか尋ねたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、西口議員の質疑にお答えをいたします。

これは個人ではなくて、法人、その他の団体と、団体に指定管理をしていただくというのをまず確認をしておきたいと思います。

それで、この特例があるのは、先ほど議員おっしゃったとおり、もう実際は、大原則は公募してやると。ただし、公募によらず候補者を選定していくというのが、ここの各号に書いておるとおりでございます。その中で、西口議員の御質疑であった施設の性格、規模及び機能を考慮して公募することが適さないと認められたとき、これはどういう場合があるのかと、どういう場合を想定しているのかと申しますと、指定管理をお願いしていて、毎日お客さんが来るような施設であると、これたまたまそこが何らかの形で倒産したとか、そういうことで業務が続けられなくなった状態が生じた場合、それを閉めるというのは非常に住民のサービスにも低下しますので、できるだけ早い期間に次の団体を選定していかないといけない。公募をすれば長期間公募期間を設けて、そして審査をする、そういう非常にタイム的にロスが生じていきますので、特に住民サービスをしている施設に関しては、空白の時間がないように努めていかないといけないので、こういうことを一例ですけど、想定しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 6番、西口 優君。

○6番 (西口 優君) 今、例え話として、もし万が一、前任者が急遽何らかの理由で仕事をやめやなあかんと、こういうふうなぐあいは、そら確かに起こらんとは言えないけど、ただそういった中で、基本的には前もって公募するという、その前もって公募ということが前提にあれば、ある意味では理解しているけど、ただ説明の中で、指定管理者、団体を公共的団体という、公共団体、こういう部分を抜いて指定管理者と

いう、この文章的には、「指定管理者の候補者を」に改めるとなっているところを見たら、その団体であろうがなかろうが、一個人であっても選定できるという部分、こういうことになっているわな。だから原則の流れの中で公募して、誰もなかったよとか、適正な人がなかったよということで、やむを得ずこういうことにしましたということなら、まあ、それはそうだろうなって、こういうことは思うけど、ただ、その特例が本当にひとり歩きしないかなって、こういうふうなことを心配してしまうわけよ。もとやっていた人が、何らかの理由で急遽閉めた、それやったらって、これはまたそのときは、そら議会にでも全協でも諮ってもうたらしいことやけど、何にもなくて、ただこういうふうな縛りごとを決めてしまう、条例化してしまったら、ひとり歩きしないのかなって、こういうふうな一抹の不安を思うわけですよ。あくまでも文章の中では、「候補者を」に改めるとした場合、どういう候補者であっても構わないという、執行者が決めたらね、そういうふうなところで、ちょっと一抹の不安を思う。

だから、公募してなかった、適当な意図がなかったとかっていう、あくまでも原則は公募すると。だから、これは特例ですよっていうことなら、それなら最初、公募するわけでしょう。だけど、その特例がひとり歩きしたときには、公募しなくてもという例外がついていると、そういうところにちょっと一抹の不安を覚えるので、公募するということが前にあるかということだけ確認したいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） この条例を読んでいただいたらわかると思うのですがね、ちょっとここで公募することが適さないと認められるとき、また、応募がなかったときというほうにうたわれております。ということは、基準として第2条の公募をしなさいと、それに応募がなかった場合は、この特例が当てはまりますよという、こうしたことがございますので、いずれにいたしましても、これ指定管理者を決めるときは、議会の議決を得るのですから、そこまで疑いのあれをする必要はないのではないかというふうに私は思いますが、いかがなものでございましょうか。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第44号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第3、議案第44号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) それでは質疑を行います。

29年度一般会計補正予算(第1号)で、まず17ページの議会費、1款議会費、1項議会費、1目議会費で賃金が計上されています。臨時雇用109万2,000円ですか。この臨時職員の契約期間、今後の契約更新とかはどうなるのか、答弁を求めます。

それから、2款総務費も17ページです。ここでちょっと1個1個聞いていったらあれなので、ここで一般職と総務管理費、一般管理費の2節給料で一般職給料800万円の減額になっています。全体の職員数について聞くには、全部これそれぞれ、一々聞かんので、ここで一括して問うていきます。今年度一般職の何人やめて何人採用したのか、その状況について答弁を求めます。

それから、18ページにいきまして、6目電子計算費で、13節委託料、社会保障税番号制度施行に伴うシステム改修委託料60万5,000円です。このシステム改修の内容を説明求めます。

それから、22ページの民生費です。22ページの民生費で、2項児童福祉費、4目保育所費で、7節給料、一般職給料、これも840万ほどの減額補正です。保育士の状況はどうなのか、人数等ですね、昨年度と比べて保育士の状況はどうなっているのか、

それから7款土木費は28ページです。3項住宅費で1目住宅管理費、13節委託料の弁護士委託料で、これちょっと説明のとき、聞き漏らしたので、再度質疑するのですが、この弁護士委託料についての内容の説明を求めます。

それから、9款教育費は31ページです。4項社会教育費、文化財保護費で19節負担金、補助及び交付金で、コミュニティ助成事業補助金250万の計上です。獅子舞の備品という説明だったと思いますが、獅子頭から全部を備え直すのか、その辺のことについての答弁を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えをします。議案書の17ページの議会費の7節賃金の臨時雇用の109万2,000円の御質疑でございます。7月から3月までの182日間の賃金を計上してございます。

それから、一般管理費だけではなくて、もう全体の職員数ということで、29年の3月末現在で一般職員が187人で、それから再任用職員が3人ございました。それで、その187人のうち14人が退職しております。そして、新規採用職員は12名でございまして、一般職員6名、消防3人、保育士2名、看護師1名、これ12名です。したがって、14人の退職がございまして、12人の新規採用ということで、一般職員は185人です。それから、再任用職員は4人、これは1名ふえております。したがって、合計が現在189人というふうになってございます。

それから、18ページの6目の電子計算機の13節委託料、社会保障税番号制度施行に伴うシステム改修委託料65万5,000円、この内容でございます。10月からマイナンバー制度移行に伴うものでございまして、システム改修及び運用テストの支援を委託するものでございます。そのシステムと申すのは住基システム、それから地方税のシステム、それから年金のシステム、そして宛名のシステム、これは今、住基システムや、税システム、年金システムでは独自の番号等が振られていますので、これを一つのものにするようなシステムの改修でございます。そして、住基システム、地方税システム、年金システムを中間サーバーにデータを搭載するという、そういうための支援でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、田代議員の御質問の 28 ページ、7 款土木費、3 項 1 目住宅管理費、13 節委託料、弁護士委託料の 32 万 4,000 円について御説明をさせていただきます。

この委託料は、平成 27 年 10 月に歌設計事務所から町に対しまして、町営住宅福井第 3 団地建設事業の設計監理に係る報酬が正当に支払われなかったとして、483 万円の請求の訴えが提起されたもので、この裁判の法定代理人業務の弁護士さんの委託料でございます。裁判の経過につきましては、訴えが提起されて以降、裁判を重ねた結果、平成 29 年 4 月 17 日に原告から訴えが取り下げられました。取り下げの理由につきましては、原告の都合によるとされておりまして、詳しいことはわかりませんが、当町代理人と原告代理人との係争の成果によるものであると考えてございます。

以上、簡単ですが、委託料の説明とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) それでは、私のほうから 31 ページの 9 款教育費、4 項 5 目文化財保護費の中の、19 節負担金、補助金及び交付金のコミュニティ助成事業の内容でございます。補助を行う団体は、野上八幡宮の獅子舞保存会でございます。中身ですけれども、獅子頭が二つ、天狗面、これはオニとワニというのがございますが、それを一つずつ、それと鳥兜、これが二つ、裁着袴、これが会員、そこの組織運営している方々 25 名、あとはんてん、これも 25 名分というものの合計の費用となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 私のほうからは、田代議員御質疑の 22 ページ、

保育所費の保育士の状況はどうかということについてです。保育士は早期退職2名と新規採用2名で、全体では増減はありません。現状では、正規職員が保育士17名、調理師3名、臨時職員、保育士16名、調理員3名、以上でございます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

- 議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。
- 5番（田代哲郎君） 17ページ、議会費の中の臨時職員、臨時雇用の賃金ですが、182日で109万2,000円と、これで大体時給ってどうなっているのでしょうか。最低賃金。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の再質疑にお答えをいたします。

日給としまして6,000円でございます。その182日間でございます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 議会費の中の賃金ですが、これで最低賃金との関係はどうなるのでしょうか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 御心配のことだと思いますが、御安心ください。クリアしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

3番、七良裕 光君。

(3番 七良裕 光君 登壇)

○3番（七良裕 光君） 1点だけお伺いします。31ページ、先ほど湯上教育次長から答弁いただきました文化財保護費の250万でございます。内容はよくわかったのですが、今後、町内各地の伝統文化等の保存会が設置されているように聞いております。ということで、そういう団体の皆さん方から申請があれば、特に大きな規制もなく、このコミュニティ助成事業として認めていただけるかどうかということについてお尋ねしたいと思います。以上。

(3番 七良裕 光君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君）            それでは、七良浴議員から御質問の、コミュニティ助成事業で、町内にある文化的な物を保存している方々への補助について取り上げていただけるか、そういう御質問だと思います。今回の事業ですけれども、これは一般財団法人自治総合センターからの補助でございます。先ほど言われましたように、町内の各種いろんな保存団体のこういう備品等、備え物がどのような状態かというのは、現在私たちも把握しておりません。不便なところがあるという団体も多々あると思いますので、そういう情報をいただきながら、今後この自治総合センターが展開してくれているこのような助成の事業について、今後その内容を、順番等はまた考えはいただいた時点で中身を精査しなければなりませんけれども、随時いただけるような取り組みをしたいと考えております。

以上でございます。

（教育次長 湯上章夫君 降壇）

○議長（美野勝男君）            ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君）            それでは、少しお聞きしたいと思います。一つは、18ページの、先ほどから質疑のあった電子計算費ですね、2款1項6目ですけれども、この中で社会保障税番号制度施行に伴うシステム改修委託料ということで、65万5,000円がちょっと、それとですね、また別事業かもしれませんが、これは民生費でしたかね、のところで、21ページ、民生費の児童福祉費の中の児童福祉総務費、この中で13、14の委託料と使用料で、システム導入委託料、システムソフト等使用料ということで、54万と38万9,000円が計上されています。これらはリンクされていくのか、その辺のところの状況、それからさきに言いました電子計算費のほうですけれども、先ほどの答弁でも10月から運用を開始していくということで、今までどんな状況だったのかも聞かせたいと思います。

それから、22ページ、ここで児童福祉費、民生費の中の児童福祉費の中の青少年対策費、この7節の賃金で109万8,000円、臨時雇用が上程されています。これについて聞かせたいと思います。

それから、5款農林水産業費の中の農業費で、8目ですか、小規模土地改良事業費で工事請負費が2件、宝湯水路改良工事、それから六反田水路改良工事、これですね、2

00万と100万と上がっています。負担金も2件で46万5,000円と、こういうふうになっているようでありますけれども、これについてその負担金の関係で地域との関係をお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1件ですね、9款教育費の中の教育総務費、29ページです。29ページの教育総務費の中の3目の教育諸費、この中の13節で委託料、バス運行委託料ですね、102万円ですね、これについてお聞かせいただきたいと思います。それと同じく9款2項の小学校費の中の学校管理費で、給食配送業務委託料76万1,000円ですけども、これは4月からこの年度が始まって、76万1,000円の業務委託料の改正というのは、どういうことで起こってきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをします。18ページの6目の電子計算費の13節の委託料、社会保障税番号制度施行に伴うシステム改修委託料でございます。これは現在では町単体でももちろん動いているわけでございますけども、これを中間サーバーに住基のシステムであれば、世帯情報を搭載していくと。それから地方税システムに関しても、中間サーバーに地方税の情報を搭載するための作業等が必要でございます。それから年金システム、それから先ほど申し上げました団体内の統合宛名といいますか、そういうものを中間サーバーに搭載するための支援委託でございます。

なお、これもマイナンバー制度の施行に伴うものでありますし、それから先ほど21ページの委託料関係ですか、これも関連してはございます。これに関してはもう一遍福祉課長から御説明があらうかと思えます。

私からは以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私からは美濃議員の御質疑の21ページ、児童福祉総務費のシステム導入委託料とシステムソフトと使用料についてです。これは町の

ほうでマイナポータルから子育てワンストップサービスのデータを受けられるためのシステム導入のためのものです。現在では、先ほどからの御質疑にもあったかと思うのですが、秋ごろから児童手当、保育、母子保健に関する申請等が可能となる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) それでは、私のほうから22ページの民生費3款2項2目の青少年対策費の中の臨時雇用につきまして、中身を説明させていただきます。こちらにつきましては、夏祭りの事務局が昨年度まで商工会のほうでしていただいていた。本年度から紀美野町、町のほうへ事務局を移行する、移管するということになっております。それで、その際に現状の教育課のほうへ、青少年センターですけども、そちらのほう事務局となりまして、現状の人数では賄い切れないという部分がございます。そのために、臨時の職員を雇って、ふえました事務につきまして賄っていきたいと考えております。雇用期間は7月から始めたいということで、182日、年度末まででございます。主には、当初は特に夏祭りということで今年やりまして、中身が私たちの教育課及び青少年センターのほうでも非常にわからないことが多々ありますので、ことしそれをできるだけ100%とはいきませんが、業績を蓄積していって、来年度も紀美野町のほうですのであれば対応できるような中身を今年度整えたいということで、この方を雇うという予算としております。

以上、答弁とさせていただきます。

失礼しました。もう1点でございます。30ページでございます。9款2項1目学校管理費の中の委託費、給食配送業務委託料76万1,000円、これの中身ですけども、なぜかということでございます。こちらのほうにつきましては、給食をつくるところが町内2カ所ございまして、その1カ所である野上小学校のほうから小川小学校へ給食を配送するというものへの費用でございます。これにつきましては、本年1月に御坊のほうで食中毒がございまして、それ以後、非常に安全管理に関しての取り組みが厳しくなった、また以前より慎重にしなければならないというようなことが発生してきまして、県のほうでも研修会を開いていただく等、保健所等の指導がございました。そういう中

から、この給食を運ぶのにシルバーの方に配送をお願いするというごさいます。おむね11時ごろからコンテナの消毒をする等、それを積み込んで学校のほうへ運び、小学校のほうの給食の窓口へ運びおろすということです。向こうで食べ終わったものを、また野上小学校のほうへ引き上げてきて、こちらでまたその後処理をするというような内容で、この業務をお願いしたいということで上げさせていただきました。

私のほうの答弁は以上でございます。

もう一つ、失礼しました、29ページの教育総務費の教育諸費のバスの費用でございます。バスにつきましては、昨年度から本年にかけて、毛原小学校、長谷毛原中学校の学校が休校になり、そこにいらっしゃった子供さんが下神野小学校、美里中学校のほうで学校教育を受けるということになっています。そのためにスクールバスを運行するというので、その運行する費用でございます。大きくいきますと、10人乗りのバスを1日4往復、朝の間は1回で行くのですが、帰りは3回ぐらいになります。子供さんの帰る帰宅の時間が違います。小学校と中学校でもクラブあったりして違うので、その4回の往復の費用の積み上げでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。25ページをお願いします。5款農林水産費、1項農業費、8目の小規模土地改良事業費でございます。

15節の工事請負費のまず負担金についてです。宝湯水路改良工事と六反田水路改良工事でございます。ちなみに負担金は15%ということで、宝湯水路については30万円、六反田水路については16万5,000円、合わせて46万5,000円の計上とさせていただきます。

それと、地域との関係ということでございましたが、宝湯水路については受益者が7戸、六反田水路については6戸ということで、御要望をいただいております。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君）　　まず、18ページのマイナンバーですね、社会保障の。今、中間サーバーにいろいろと搭載をしていくというふうなことであるわけで、というふうな答弁であったかというふうに思うのですが、地方税システム、それから年金システム、それから住基ですか、というふうなところが個々にやっていくということでありましたけども、前に住基ネットというのがありましたよね。かなりたくさんのお金を使ったかというふうに思うのですけども、町でもいろいろと配送、配達ですか、ああいうふうなものもある等、そういうふうな、特段、住基ネットのほうでは今回は関係、ですからもう実際、仕事はなくなったことになってくるのではないかというふうに思いますが、その辺はどうですか。

それと、十分なことはされているのだと思いますけれども、民生費の中の21ページのシステム導入とシステムソフトの使用料とか、マイナンバー関係で、子供または妊婦さんですか、その関係と関係していくと、リンクしていくということでありましたけども、名寄せ、以前から心配しているところの名寄せですね、この情報が集中、今まではそれぞればらばらだったのか知りませんが、だんだん、そういうふうを集められていった場合に、そのこのところについてはどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。その上で10月から運用が始まっていくということになるのですね。

それから、22ページ、青少年対策費ですね。ここで109万8,000円、臨時雇用がということでありましたけども、一つは、今まで随分と頑張ってくれた商工会の関係が、一つは観光でしたかの件でも役場のほうに来ましたよね。それから、今回、夏祭りも町のほうで、これはやめられませんので、あれだけようさん人が来てくれている関係で。ですから、その関係で商工会との関係、商工会のほうは厳しくなっているというふうな状況でこうなってきたのか、その辺はどうですか。

それともう一つは、町のほうも臨時雇用ということですが、これからまた人の町の職員の数を減らしていく計画が進んでいくわけですよ。その関係等の上で、今後どうなっていくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点、25ページの宝湯と六反田の小規模土地改良事業費の中の、2件の工事ですけども、今、課長さんの答弁でお聞きしましたら、宝湯が7戸で、30万円の負担金、それから六反田が6戸で16万5,000円の負担金ですか、そういうことになってくるということですけども、以前からこの負担金、うちのように、もっと土地の広いところでしたら、水路等が完全に、完璧にされておいて心配ないですけども、

ああいうふうに棚田というのは、非常に長くたってこななきゃならない、それがまただんだんと壊れてきたりすると、初めの昔のうちは若い人たちが結構農家やっていたから、たくさんの人で担えた。ところが、だんだんと農家が減ってきている中で、この一定費用を限られた少ない人数で割らなきゃならないということで負担が大きくなってくる。単純ですけども、今の説明で宝湯のほうは7戸で30万円ですね。30万を7で割るんですけども、そうすると4万余し、それから六反田のほうは16万を6戸で割るというふうな形になるかと思います。

こういうふうに、この人数がこれから1年、2年たつたびに農家が減って行って、改修の負担が大変になってくると。15%の負担を地元でしなきゃならんということですけども、それが以前から15%減らせないのかということでお聞きしてきましたけども、減らせんというふうな答弁でした。しかし、これも考えなきゃならんと思いますし、15%というふうに一律に決めるのか、何戸で担うのかという、その負担割合、負担能力というのか、そこのところで考えることができないのかどうか。

今後ですね、やっぱり農家を残していかななくてはというふうに、これから非常に食料事情も悪くなってくると思います。また、高齢者の方が、町長、前からですね、農業できるように機械の購入補助までしてきていると。こういうふうなことから考えたら、この高齢化してくる、今農家にとって、水を管理するというのは大きな負担になってきているということで、そこのところの負担を減らすように考えられないのかと、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、住民基本台帳カードですね、これ現在お持ちの方ですが、これは有効期限があります。ですから、有効期限までは有効であるということで、その後の更新についてはできません。これはマイナンバーカードに移行していただくということになっております。

それから、私もシステム等で精通しているわけではないので、先ほどちょっと名寄せということをお伝えしておるのですが、住基システム、税システム、年金システムと、これは今、独自の番号なり符号なりが振られていて、私個人のやつでも全部番号が違うというようなものであります。これは非常に効率が悪いので、独自の番号なり符号なり、そういうものに統一していく。そして、それを中間サーバーのところへ登録するという

作業、そこへ移動すると、情報を移動させる、そういう委託料でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上ひとみ君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

21ページのマイナンバーの関係ということで、妊婦さんも関係していくということで御心配されているかと思うのですが、名寄せのことを先ほども総務課長からもありましたけども、行政職員として当たり前のセキュリティーには十分配慮するという点と、子育て世代包括支援センターもございますので、御心配の顔の見えない関係ではなくて、十分配慮した形で対応していきたいと考えております。

また、御質疑の中で、10月から開始ということをおっしゃっていたかと思うのですが、時期につきましては秋ごろということなので、10月かどうかは、ちょっと今のところ把握できておりません。また、そのシステムを使った内容につきましても、順次進めていくということですので、一遍にできてしまうというものではないと理解しております。また、できるようになれば、広報等で十分周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず美濃議員の22ページ、夏祭りの件ですが、これに伴いますアルバイトの雇用ということでございますが、この夏祭りについての経緯をちょっと申し上げたいと思います。

ちょうど合併前ですが、以前、青年団というのがございまして、青年団がこの夏祭りを運営していたと。そして、またその後、この青年団がもう二人、一人と減ってまいりまして、とても青年団ではできんという中で、青少年センターのほうでこの事務局を持ったというような経緯がございます。

その後、合併をし、商工会のほうで実行委員会の会長を、商工会長が持っていた。そうした関係で、商工会で事務局を持っていたのが一番適当じゃないかということで、実は商工会のほうへ移行いたしました。

しかし、昨年からはやはりいろいろな御意見もございまして、そんな中で、商工会としても非常に人員削減をいたされている。そんな中でとても持てないというふうな御意見が出てきまして、実行委員会の会長から町に対して申し入れがございました。そこで、これをやめるというわけにはいきませんので、実は町のほうで、それでは再度、事務局

だけ持ちましょうと。ただ、実行委員会という運営組織はそのまま残してくださいということで、今のところはお願いをいたしております。

しかし、現在のところ、商工会長のほうではちょっとわしは実行委員長、よう持たんぞというような御意見もいただいている中で、今日まで来ているわけございまして、やはり商工会としても、もうこれ以上事務局を持っていくのは無理だという中で、町で持たしていただいた。そうした経緯を御理解いただき、そして、今、生涯学習では、そういう事務局を持つということは予定いたしておりませんでしたので、今回、その臨時職員を雇用して、そして、この対応をしてまいりたい、そのように考えておるところでございまして、御理解を賜りたいと思います。

それともう1点、25ページの負担金ですね。これは議員から以前も質問受けたわけでございますが、やはりこの受益者負担という制度は、今までこの当町としてはやっております。そうした中で、一般の方と受益者の方とのやはりそうした差をつけるというたら語弊ですが、受益があるという中で、それは当然、出していただくべきであろうということで、現在まで来ておりますので、この制度を崩してしまいますと、どこを直しても、どれだけ受益があっても、負担金は要らんと、どんどん直してくれと、これもまた困った話になると思いますので、やはり、この受益者制度というのは、今後とも守っていききたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それではですね、22ページの青少年対策費、今、町長のほうから詳しく答弁いただいたのですけれども、実際、どことも大変になってきて、商工会も今の話でしたら、人数、職員の人数ですか、が減ってきてもたなくなっている。

さっき、ちょっとずれましたけども、町のほうも職員がこれから合併の後の計画で減らしていくあれがあるわけですね。その対策で、こうなってくると、本当に事務局、一般の人、町長、前へ戻して青年団というわけにもいかんと思いますしね。そうなってくると、対策っていうのですか、今後、夏祭りはやめられない、だんだんと、どこでも大変疲弊というのですか、だんだん人数が減ってくると。その中でやっぱり続けていこうとすると、まず、続けていく姿勢は町長おありやと思うのですが、あとでその対策ですね、どうやっていくのか、その辺について、ちょっと100万というのが載っていた

のでびっくりしたのですが、その辺のところについて、もう一度、今後についてお聞きしておきたいと思います。

それからもう1点、25ページの小規模土地改良の水路工事の関係ですが、受益者負担はもらうということでもありますけれども、何でも応益、応能というふうな言いわれますけれども、これだけの工事ですから何%で、この金額ですよってという、そういうやり方と、やっぱりある程度、今まだやってもらう、頑張ってもらうというふうなことで、余り大きな負担にならないような、応能というのですか、そんな感じのところとれる方法について検討してもらえるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず22ページの夏祭りの再々質問でございますが、これはやはり現在、地方創生が言われている中で、一つの紀美野町の大きなイベントであるというふうな解釈をいたしておまして、できれば続けていきたい、そうした思いでございます。昨年も1万8,000人ぐらい来られたと。そして、またその前の年は1万5,000人ほど来られたというふうなことで、年々ふえてきております。しかしながら、今の状態でいきますと、もうこれ以上来られても、ちょっと道路が満杯状態であるというふうなこともございますので、十分実行委員会のほうで御協議をいただいて、そして、よりスムーズな運営ができるように行っていければなというふうにご考えておるところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、確かに商工会のほうでも人員削減をされております。また、町でも人員削減をいたしております。そうした状況の中で、町で持っているかんなんという苦しい立場はあるのですが、やはり議員の皆さん方にもそうしたいろいろな諸条件を考慮いただいて、そして、また手伝えるところは手伝っていただき、お互いに協力しながら、このイベントをやっていききたい、そのような思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それと25ページの負担金の問題でございますが、これはここだけではなしに、ほかの箇所ももう負担金はいただいております。そうした中で、やはりこの受益者負担制度というのは、今までずっとやってきております。ただ、議員がおっしゃられるように、率を何とか考えてやったらどうだと、そういう余地はあるのかということでございますが、極端な話ですね、その水路が改修するのに何千万ということ、それが二人、三人の耕作者が持たんなんというふうな、そういう特異な例があれば、できれば考えていきたい、

そのように思いますが、やはり公正公平という観点から、できるだけこうした15%の負担率というのは守りながら、そうしたことも実行していきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第44号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この補正予算の質疑の中で、前向きな答弁もいただいたりしてきているわけでございますけれども、以前から私たち心配するのは、このマイナナンバーであります。税の問題もあれば、要するに国民を管理すると、これは町が嫌って言うてもこれは仕方ない制度ですけども、予算の上では国のもとにそういうふうなことがのってきて、その予算にのっている以上は、その予算を認めるのか、認めないのかということになってくると、町長の政策ということから一見外れるにしても、このマイナナンバーについては理解しがたいというのか、今後いろいろ町民の方の中にも問題が、災いが来ると困るといふふうに私たちは考えています。

そういうことから、このマイナナンバーに関係してのみでございますけれども、そういう立場から、この予算に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第45号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号) について

○議長 (美野勝男君) 日程第4、議案第45号、平成29年度紀美野町国民健康  
保険事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) 1点だけ質疑を行います。40ページ、諸支出金、3項の  
基金費で、財政調整基金積立金54万4,000円の計上がされています。この時点で、  
現時点で財政調整基金の残高というのですか、現在高はどの程度になるか、答弁をお願  
いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

40ページの9、諸支出金、3、基金、1、財政調整基金ですが、本年度予算が6万  
7,000円、補正で54万4,000円、そして61万1,000円ということです。  
昨年28年度の3月の末ということで、補正後、1億2,101万8,000円、それ  
に61万1,000円足しますと1億2,101万8,000円ということになります。

以上でお答えといたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 39ページの歳入でございますけれども、国庫補助金の

2目の54万4,000円、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで54万4,000円、上程されておりますけども、これは県のほうに新制度で変えられていくための、そういうものになるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 美濃議員の質疑にお答えいたします。

これにつきましては、当初予算の国民健康保険制度改正準備の電算システムの改修に伴う補助金でございまして、限度額の拡充分と新規準備事業費として追加をされたものでございます。国庫支出金に振りかえさせていただいた一般財源54万4,000円を財政調整基金として積み立てるものでございます。当初予算のシステム改修費に変動がないため、歳入分は基金積立金への増額補正とさせていただくものでございます。

御理解賜りたいと思います。以上です。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) もう一回済みません。今の答弁でもありましたように、この54万4,000円が一般財源との振りかえででしたっけ、それを積立金に積み込んでいくと。こういうことで一旦基金のほうに積み込んで、それが今後コンピューター等の関係に変わっていくということですか。その辺のところの流れについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

○住民課長(仲岡みち子君) 今回、当初の予算には支出の部については変わりありません。当初290万円ということで予算させていただいている分が拡充されて312万円に新規メニューとして認められました。その差額22万円分と、当初、一般財源分で見込んでおりました分の32万4,000円も補助金として頂戴できるということですので、それを国庫補助金の総額として54万4,000円をいただけることとなりました。

以上です。

○議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 17 分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 18 分)

○住民課長 (仲岡みち子君) 美濃議員の再質問にお答えします。

今回は基金のほうに積み立てるだけとして置いておきたいと思います。今後はまたそういうときが来ればと。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第 45 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 19 分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 30 分)

◎日程第 5 議案第 46 号 平成 29 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正

予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第5、議案第46号、平成29年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第47号 平成29年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第6、議案第47号、平成29年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第47号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第7、議案第48号、平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第48号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第49号 平成29年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第8、議案第49号、平成29年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第49号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号 平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第9、議案第50号、平成29年度紀美野町野上簡易  
水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号 平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号) について

○議長 (美野勝男君) 日程第10、議案第51号、平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長 (美野勝男君) 日程第11、議案第52号、平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 96ページ、水道事業予定貸借対照表ということで、2の流動資産についてですけれども、この現金預金の2億5,600万余し、それから未収金の600万9,000円ですか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 56 分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 56 分)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長 (山本訓永君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

96 ページの予定貸借対照表の中の流動資産の現金預金でございますが、これはお金の動きでございます。これは前ページの95 ページに示されているキャッシュフローに出ている合計の2億5,606万8,000円に示されております。これは本年3月までのお金の動きでございます。(2)未収金については、上水道は公営企業でございますので、3月で一旦閉めるのでございますが、4月分と5月分でまだ集金されていない現金が未収金で60万9,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) そうすると、この未収金というのは、そういうふうにおくれ、ずっと今、4・5月で、また2カ月ぐらいの集金の期間がかかると、そういうことで、そのまま、そのような数字で推移していくと、そういうことの認識でよろしいんですね。

○議長 (美野勝男君) 水道課長、山本君。

○水道課長 (山本訓永君) 再質疑にお答えいたします。

御理解としてはそのとおりでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第52号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議員第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長(美野勝男君) 日程第12、議案第53号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、本日配付させていただきました議案書の1ページをお開きください。

議案第53号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月23日提出、紀美野町長、寺本光嘉。

契約の内容でございます。契約の目的、平成29年度、紀美野町本庁舎及び中央公民館空調設備改修工事、契約方法につきましては、指名競争入札でございます。契約金額は1億5,552万円、契約の相手方につきましては、和歌山市小松原通3丁目30番地、株式会社小向商会、代表取締役、小向俊和。

この工事につきましては、本庁舎及び中央公民館の空調設備は設置後35年が経過しており、老朽化が著しく、設備の修理作業が困難な状況となっていることから、今回、空調設備の改修工事を行うものでございます。

以上、議案第53号の説明といたします。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君）　　これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君）　　まず、指名競争入札という中で、何社を指名をされたのかという、それと指名の基準というのが多分あるかと思えます。だから、その指名の基準、それと各社落札額、それと、応札額や、ごめんなさい、そうですね、間違い、応札額です。それと、1億5,552万円の、この落札率というのを聞かせていただきたいと思えます。

それと、これについては、最低制限価格、その最低価格というのを設定してたんかどうかという、もし最低価格を設定しているのであれば、設定の根拠というんですかね、設定額に対する根拠を尋ねたいと思えます。

（6番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君）　　企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君）　　ただいまの西口議員の質疑にお答えいたします。

最初に、指名の業者数でございますが、この工事につきましては、5社を指名してございます。その指名の基準といたしましては、管工事を希望する業者のうち、本社が紀美野町及び近隣市町にある業者で、1級管工事施工管理技師の有資格職員がおり、官公庁で空調設備工事の実績がある業者を選定してございます。

応札額につきましては、まず東和冷機株式会社さんが1億7,624万円、株式会社長谷川冷機さんが1億4,841万2,000円、大西電設株式会社さんが1億6,800万円、それから今回上程させていただいております株式会社小向商会さんが1億4,400万円でございます。それから1社は辞退となっております。それから、落札率につきましては、77.62%でございます。

それから次に、最低制限価格は設けられているかという御質問かと思えますが、今回の工事につきましては、5,000万以上の工事でございますので、調査基準価格を設けてございます。調査基準価格につきましては、税抜きで1億5,100万7,000円ということになってございます。

以上で御答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） これは消費税込みで1億5,100万7,000円というのが、この最低制限価格ということになるのかな。これよりも下、この皆、一番安い価格の人で1万、どれが一番安いのか、1億4,400万が一番安くて、これに消費税が入っているということかな。それとも、そういうことなんや、そういうことなんや、なるほど。要は一番安い価格で落ちているという、77. っていうのは、大体こんな妥当な線か、実際のところわからないけどね。どんなもんかいなと思っただけの話で、失礼な話やけどね。そら、そういうことも起こり得るさけ。だから、最低制限価格というのは、これは必要あったのかなと思って、設定するというのも。もっと安く設定することも可能だったと違うかなと思うけど、それはその点はどうでしょう。

前にね、パソコンか何か仕入れたときに、かなり安く仕入れられた。だから、ああいうふうに分かれば、もう少し価格を下げて設定することは可能じゃなかった、そら、パソコンとエアコンとは違うけど。そうかね、やっぱりそういうことも含めて、一回ちょっともうちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、西口議員の再質疑にお答えをいたします。

この工事につきましては、5,000万円以上ということで、調査基準価格というのを設けてございます。パソコンとか備品とかでありますと、物が入ればよいということで、調査基準価格という最低制限価格もそうですが、そういう設定は設けてございません。工事につきましては、安ければええというものではございませんので、そうすると粗暴な工事ということも考えられますので、そういうことで最低制限価格、もしくは調査基準価格を設定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、先ほどから課長答弁の中で、調査制限価格ですか、それについての説明をお願いします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の質疑にお答えをいたします。

調査基準価格という項目についてですけれども、工事におきまして5,000万円を超える工事におきましては、低入札価格調査制度というのを導入してございます。紀美野町建設工事低入札価格調査制度実施要領というものがございまして、そこで低入札になった場合は、審査会を設けて、そこで調査をして、これが妥当かどうかというのを決定するものでございます。

以上が、低入札価格調査制度の要領となっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 済みません、低入札の制限価格というふうな、ちょっと言葉がわかりにくかったので、要するに今言った意味は、5,000万円以上の工事であるので、低入札によって工事等が悪くならないようにすると、そういう意味のものであるということであるように聞いたのですが、ちょっと言葉がわかりにくかったので、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど言いましたように、5,000万円を超える工事につきましては、調査基準価格というものを設定してございます。それよりも下回った入札が行われますと、その工事が粗暴でないかどうか、なぜ安かったのかというのを調査して、それによって妥当であると決定をして、それで落札者を決定するという仕組みとなっております。ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時01分）

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時03分）

◎日程第13 議案第54号 訴えの提起について

○議長（美野勝男君） 日程第13、議案第54号、訴えの提起について議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案第54号、訴えの提起についてです。議案書の2ページと3ページをお開きください。

議案第54号、訴えの提起について、町営住宅の明け渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを和歌山地方裁判所に提起し、または和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成29年6月23日提出。紀美野町長、寺本光嘉。

1、被告となるべき者の住所、氏名は議案書に記載のとおりでございます。

2、請求の要旨でございますが、次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。1、被告は町営住宅福井第二団地302号室、（原状回復費用の支払い駐車場の車両の撤去

を含む)を明け渡すこと。2、被告は原告に対し滞納家賃等(損害金を含む)を支払うこと。3、被告は原告に対し、被告の父の死亡に際し、原告が立てかえ払いしている費用を支払うこと。4、訴訟費用は被告の負担とすること。

3、事件の概要でございます。1、本町は、被告の父Aに対し、町営住宅福井第2団地302号室への入居の決定をし、Aは平成13年2月26日から当該住宅に入居していました。2、その後、Aが当該住宅において死亡(推定平成28年8月26日)したことから、当該住宅の明け渡しは当該住宅内の財産処分のため、相続人となる養子の被告及び実子のBに対して本町から連絡を試みたところ、Bからは相続放棄の申述がありましたが、被告からはその申述がなかったため、民法第896条により、被告がAの財産・負債及び権利を相続することに至ったものでございます。3、その後も被告に対し連絡を試みるが、依然として連絡がつかないことから、被告に対し、町営住宅の明け渡し等を求める訴えを提起するものでございます。

4、訴訟遂行の方針。1、判決の結果、必要と認めた場合は上訴する。2、被告は町営住宅を明け渡し、並びに本件請求に関する一切の債務を解消する旨の申し入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合には和解する。

以上、議案第54号の説明といたします。よろしく御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) 町営住宅の中で、被告は原告に対し滞納、家賃等を支払うこととなっておりますが、本来は連帯保証人なりなんなりとっているのではないかな。そうでないと、この文面から見ると、亡くなってから後のやつを全部そういうふうに請求するというふうになっていると思うのですが、文章はね。だけど、本来は保証人をとっていて、保証人はそれでなかったら何のための保証人ついているのかなって、こういうふうに思うけど、その点は保証人に対しての請求権というのが本来あって、そうして家賃滞納したら何カ月か滞納したら、多分保証人が払うと、こういうふうになっていると思うのですが、だから、そこまではやっぱり保証人が、保証人に対する対応はどういうふうになっているのか、尋ねたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時16分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時16分)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、ただいまの西口議員の質疑にお答えいたします。

この案件につきましては、あくまでも明け渡しの請求に係る部分が大きくございますので、まず、明け渡しの請求に係るところから行っていくということで上程させていただいてございます。そこから後の滞納分につきましては、相続人の方へ、今ある亡くなられた方の資産の中から支払うということを考えてございます。とりあえず最初は明け渡しの請求をさせていただきまして、その後、保証人の話というのは、その後、出てくることかと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

3番、七良浴 光君。

(3番 七良浴 光君 登壇)

○3番 (七良浴 光君) ただいまちょっと西口議員とかぶる部分があるかもわかりませんが、ちょっと私の質疑は内容が違うと思っておりますので、1点だけ質疑させていただきます。

請求の要旨の中の(2)の被告は原告に対し滞納家賃等を支払うとなっておりますが、この滞納家賃は何年何月から何年何月までの滞納であるのか御説明願いたいと思います。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの七良浴議員の質疑にお答えをいたします。

現在の滞納分ですが、平成28年9月から平成29年の5月分までの9カ月分ということとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この問題については、町もいろいろと迷惑をこうむった形になって、亡くなった方には大変気の毒ですけども、周辺の方々にもいろいろと影響が出ている関係で、一刻も早く解決をしなければならんと思っておりますが、今、七良浴議員への答弁で9カ月分と。そして実際にお金がなかった場合にどうなってくるのか。和解等でその辺のところ町はかぶる形で解決ができるのかどうか、XXXXXXXXXXという人物が一貫して連絡に応じないということでありまして、転送をしているというふうな状況ですけども、転送ですから、相手がどんなふうに対応してくるのか、まだわからんわけでしょう。一刻も早く解決をするという点については、どうなってくるのかお聞かせいただきたいと思っております。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の質疑にお答えをいたします。

今の件につきまして、一刻も早く決着をつけるということでどうするのかという御質疑だったかと思っております。町といたしましても、今回追加で上げさせていただいているのは、一刻も早く明け渡しを請求しなければならないということで、今回追加で上げさせていただいたところでございます。債権につきましては、今後裁判を進めていく中で、執行官の方がそういう調査をしていただいて、どれだけの債権があるか、それによって、そこからそういう滞納家賃とか、そういったものの金額を捻出させていただくという調査を進めていくということになってございます。一日も早く明け渡しをしていただきたい

ということで、今回の提訴になったものでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 郵便物が転送されている、ここにある住所に住んでないということのようですけども、その辺について向こうは裁判に応じる、そういうところあるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

町のほうで再三にわたり被告に対して文書を通知させていただいておりますけども、現時点では回答がないということでございます。もし裁判になって、本人さんのところにも、もちろん通知は行くわけですが、もしそれでも出席されない場合は欠席裁判という形になろうかと思えます。それで、そういう形で欠席は欠席で認められますので、それによって裁判を進めていく。それで最終、明け渡しとか、そういう債務債権の最終的な調整というものが行われる、だから法的手続としてはそういう形をとらざるを得ないということで行っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第54号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第55号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男君） 日程第14、議案第55号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第55号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）、平成29年度紀美野町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,882万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年6月23日提出、紀美野町長、寺本光嘉。

議案書の9ページをお開きください。

まず歳入でございます。18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金60万円の増額補正でございます。1節財政調整基金繰入金60万円でございます。

10ページをお開きください。

歳出の説明をさせていただきます。7款土木費、3項1目住宅管理費60万円の増額補正で、13節委託料、弁護士委託料の60万円は、先ほどの議案第54号の町営住宅福井第2団地の明け渡し等請求の訴えに係る弁護士への委託料でございます。

以上、議案第55号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これにて討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時19分)

---

再 開

○議長(美野勝男君) 再開します。

(午後 0時19分)

◎日程第15 特別委員会の設置について

○議長(美野勝男君) 日程第15、特別委員会の設置について議題とします。

本件については、議会の責務を果たすべく、活発な議会活動に向けての方策を調査・検討し、町民の負託に応えていくことができる議会づくりを進めるため、地方自治法上の根拠を有する特別委員会として、議長を除く11人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、1番、南 昭和君、2番、上柏皖亮君、3番、七良裕 光君、4番、町田富枝子君、5番、田代哲郎君、6番、西口 優君、7番、北道勝彦君、8番、向井中洋二君、9番、伊都堅仁君、10番、小椋孝一君、11

番、美濃良和君、以上、11名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました11人の議員を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

つきましては、この際、特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。本日の特別委員会は委員会条例第9条第1項の規定により議長が招集することとなっていますので、13時30分から委員会室に議会活性化特別委員会を招集します。

なお、本日の委員会は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっていますので、よろしくをお願いします。

◎日程第16 特別委員会の設置について

○議長(美野勝男君) 日程第16、特別委員会の設置について議題とします。

本件については議会広報の充実効果を図ることを目的とし、また編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する特別委員会として、6人の委員をもって構成する広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、6人の委員をもって構成する広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、1番、南 昭和君、2番、上柏皖亮君、4番、町田富枝子君、5番、田代哲郎君、6番、西口 優君、9番、伊都堅仁君、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6人の議員を広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

つきましては、この際、特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。本日の特別委員会は、議会活性化委員会終了後に委員会条例第9条第1項の規定により議長が招集することとなっていますので、委員会室に広報編集特別委員会を招集します。

なお、本日の委員会は委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっていますので、よろしくお願いします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時22分)

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時59分)

○議長（美野勝男君） この際、議長から諸般の報告を行います。

先ほど開催されました議会活性化特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に美濃良和君、副委員長に七良浴 光君が選ばれましたので報告します。

先ほど開催されました広報編集特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に西口 優君、副委員長に南 昭和君が選ばれましたので報告します。

◎日程第17 議員派遣の件について

○議長（美野勝男君） 日程第17、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第18 閉会中の継続審査の申し出について（産業建設常任委員会）

○議長（美野勝男君） 日程第18、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第20 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第21 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（美野勝男君） 日程第19、日程第20及び日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第1 閉会中の特別委員会の継続調査の申し出について(議会活性化特別委員会)

◎追加日程第2 閉会中の特別委員会の継続調査の申し出について(広報編集特別委員会)

○議長(美野勝男君) 続いて、追加日程第1及び追加日程第2、閉会中の特別委員会の継続調査の申し出について議題とします。

初めに、議会活性化特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、調査事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、広報編集特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、調査事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(美野勝男君) これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後 2時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月23日

議 長 美 野 勝 男

議 員 七良裕 光

議 員 町 田 富枝子